

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年1月

大 分 県

はじめに

近年、食料・農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、国においては、平成22年3月に「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）を見直し、食と地域の再生に向けて施策を推進している。

また、この基本計画に基づき、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、国民に対する安全な食料の安定供給等、農政の新たな展開の方向に即した適切な運営を図るため、平成22年4月に「協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）」が制定された。

一方、本県では、平成17年12月に『大分県農林水産業振興計画 おおいた農山漁村活性化戦略2005（以下「活性化戦略」という。）』を策定し、「元気で魅力ある農山漁村、知恵を出し汗をかいてもうかる農林水産業の実現」を基本理念に、マーケット起点の商品（もの）づくり、力強い経営体の確保・育成を重点課題として取り組んできたところである。

本県の協同農業普及事業は、このような国の基本計画や運営指針並びに県の活性化戦略を踏まえながら、今後の農業情勢の変化にも柔軟に対応できる普及指導活動の高度化及び効率化を図り、地域農業を総合的に支援する役割を果たしていかなければならない。

今回、策定する大分県協同農業普及事業の実施に関する方針（実施方針）は、農業・農村の発展に主体的役割を果たすべき本県普及事業の今後5年間の方向性を示すものである。

第1 普及指導活動の基本

1 普及指導員の役割

普及指導員は、農業者に対して、高度で専門的な技術や知識を普及指導する機能（スペシャリスト機能）及び地域農業について、先導的農業者、市町村及び関係団体等と連携し、将来展望を提案し、関係者の合意形成のもと課題解決を支援する機能（コーディネート機能）を発揮し、農畜産物等の新たな価値を生み出していくことを支援する役割を担う。

2 普及指導員の職務

普及事業は直接農業者、地域リーダー等に接し、信頼関係を構築しつつ行う活動が基本となる。

このため、普及指導員は、農業改良助長法第8条第2項に掲げられる普及指導及び調査研究を行う。

(1) 普及指導

巡回指導、相談、実証展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者や地域リーダー等と接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善等に関する科学的技術及び知識の普及指導を行う。

(2) 調査研究

試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連携を図り、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行う。

3 普及組織の体制

農業者等の生産方式の合理化や農業経営の改善、地域農業の担い手確保・育成等に的確に対応できるよう、地域に密着した普及指導活動が行える普及組織体制を確立する。

(1) 普及組織の設置と機能

取り組むべき課題の内容に応じて、効果的かつ効率的に普及指導活動が展開されるよう、振興局及び県庁に普及組織（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。以下同じ。）を設置する。

また、普及組織が、普及指導員の活動により得られた知見の集約をはじめとする諸活動を通じて、普及指導員の活動を適切に支援できるよう、その体制を整備する。

ア 振興局に配置する普及組織

各地域における普及指導の統一性や方向性の総合調整、情報収集・提供、営農相談、継続的な普及指導活動等の機能をもって普及の総合力を発揮する。

イ 県庁に配置する普及組織

県域における普及指導活動の総合的な企画調整、振興局及び試験研究機関と一体となった技術課題の迅速な把握及び技術知識等の実証及び現地移転、広域課題の調査研究、流通戦略に基づく県域産地化に向けての普及指導活動を行う。

(2) 普及組織の長

普及組織の長には、協同農業普及事業に関する見識及び経験等を考慮して、その事務を遂行する上で適切な者を任用する。

その職務は、当該普及組織の事務の総括及び普及組織の長としての管理を基本とする。

第2 普及指導活動の課題

今後の普及指導活動の推進にあたっては、普及対象及び普及課題の重点化を図るとともに、市町村・関係団体等と連携し、次に掲げる課題を的確に行う上で必要な技術・経営指導を実施する。

1 「The・おおいた」ブランドの確立に向けた産地づくり

付加価値の高い市場競争力のある「The・おおいた」ブランドを確立するため、県域生産・流通を基本とした園芸等の産地改革を支援するとともに、産業としての畜産の持続性を確保・発展させるための技術・経営指導を行う。また、地域振興品目のブランド化を図るため、消費者・実需者ニーズに応じた生産流通体制の確立を支援する。

2 意欲ある多様な担い手による農業経営体の育成及び確保

地域農業の多様な担い手の育成・確保に向けて、他産業並の所得を確保する農業企業者の育成や集落営農組織及び法人の設立・経営安定に向けた支援を行うとともに、新規就農者に対しては、就農に向けた支援並びに就農後の経営安定に向けた技術・経営指導を行う。さらに、農業参入企業に対しては早期の経営安定を図るため、総合的なフォローアップを行う。

3 安全・安心な農産物生産と環境保全型農業に対する支援

安全な農産物生産の取組や、環境保全効果の高い営農活動の導入を促進するため、農業生産工程管理（GAP）の導入及びその実践による生産工程の改善、総合的病害虫・雑草管理（IPM）により栽培した農産物の生産拡大や流通促進を図るとともに消費者への理解を促し、消費拡大を図る。

また、資源循環型農業及び持続可能な農業生産に向けた取組を推進するために、畜産における自給飼料の生産の拡大と家畜排せつ物の適正利用の指導を行うとともに、気候変動に対応した生産安定技術の導入等に対する支援を行う。

4 農村地域の活性化に向けた取組に対する支援

地域農業・農村の活性化を図るため、中山間地域を中心に効率的で持続性のある生産基盤・環境づくりを推進するとともに、地域の実情に対応した鳥獣被害軽減に向けた支援を行う。また、地域資源を活用した農商工連携活動等の6次産業化に対する支援を行う。

5 食料自給率の向上に向けた生産性の高い水田農業の構築

食料自給率の向上を推進するため、認定農業者や集落営農組織等の担い手を中心とした地域単位での作業体系の確立を支援するとともに、需要に即した米、麦、大豆、新規需要米等の高品質安定生産に対する技術・経営指導を行う。また、畜産農家の需要に即した粗飼料生産・供給体制を支援する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

普及指導員については、振興局に地域担当の普及指導員を配置するとともに、県域を活動範囲とする普及指導員を県庁に配置する。

また、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保を行うことにより、普及指導員を適正に配置する。

(1) 振興局に配置する普及指導員

農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業の抱える課題への的確な対応が図られるよう、普及指導員を振興局に配置する。

(2) 県庁に配置する普及指導員

試験研究機関と一体となった技術課題の迅速な把握及び技術知識等の実証及び現地移転、広域課題の調査研究、流通戦略に基づく県域産地化に向けての技術支援等の活動が図られるよう、試験研究機関及び県庁を活動拠点とする普及指導員を配置する。

(3) 県立農業大学校に配置する普及指導員

県立農業大学校の普及指導員については、農業後継者及び農村地域の指導者等に対し、農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応できる技術・経営能力を習得させるため、農学部配置する。

2 普及指導員の在任期間

農業者等の信頼関係のもとに、地域に密着した効果的かつ継続的な普及指導活動が行えるよう、一定の在任期間（5年以上）の確保に努める。

第4 普及指導員の資質向上に関する事項

1 基本的考え方

農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、普及指導経験等個々の資質に応じた研修を体系的に実施する。また、現地での課題を解決するため、職場でのOJT等、実践的研修を取り入れ、普及指導員自らが資質向上に意欲的に取り組む体制づくりに努める。

2 研修の内容

(1) 基礎指導力強化研修

普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等、自己課題解決能力並びに実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。

(2) 専門指導力強化研修

専門分野を中心とした課題解決能力の向上に関する研修、マーケティング、経営管理等経営的視点を重視した指導能力の向上に関する研修並びに知的財産の創造、保護及び活用の支援に関する指導能力の向上に関する研修を実施する。

(3) 総合指導力強化研修

地域の総合的な課題に対する課題解決能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。

(4) 企画・運営能力強化研修

普及指導活動の全体としての機能を発揮させるために、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の養成及び資質向上、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。

3 研修の方法

(1) O J Tなど職場における実践的研修

(2) 職場内での研修課題の設定、課題解決の方策についての資料調査、実証等

(3) 現地課題解決のための自らが企画する自主組立研修

(4) 県を単位とした集合研修

(5) 国が実施する研修又はこれに準ずる研修への派遣

(6) 国内、海外の試験研究機関・大学等への派遣

4 国と県の役割分担

国で統一的に実施する研修の活用を図るほか、県段階では本県の実情に即した実践的な研修を実施する。

5 研修の計画的な実施

普及指導員を計画的に育成していくため、普及指導員等研修実施要領を定め、研修計画を作成し、計画的に実施する。また、研修成果の評価を行い次年度研修に反映する。

6 研究活動の充実強化

農業者及び産地の技術革新のスピード化と集落営農の推進等地域農業の確立に的確に対応するため、技術情報の収集、課題解決方法の検討等、研究活動を充実強化し、普及指導員の資質の向上を図る。

7 人事交流

普及指導員には専門的な知識・技術の蓄積と普及指導活動の継続性が求められることから、普及指導員としての資質の向上と幅広い視野を醸成するため、計画的な人事交流を進める。

8 普及指導手当

普及指導活動は、直接現場に出向き、栽培状況等の把握から農家指導内容を総合的に判断し、個々の農家等の技術や理解の程度に応じて行う教育的指導業務であり、複雑かつ高度な職務である。そのため、普及指導員の資質向上に資する職務手当として普及指導手当を支給する。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化

地域農業の総合的な支援を図るため、課題の設定については、各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化し、普及指導活動を効果的かつ効率的に実施する。

普及指導活動の対象者は、認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業経営者及びその集団、集落営農組織、新規就農者、農業への新規参入者に重点化するものとする。

2 普及指導計画の策定と評価

普及指導計画については、効果的・効率的な普及指導活動を実施するため、農業者や関係機関との合意形成を図りつつ、普及指導活動の対象及び課題ごとの推進事項や目標等の活動計画を示すものとして策定する。

また、その成果について客観的な評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、普及指導活動の改善に努める。

(1) 普及指導計画の策定

普及指導計画の策定にあたっては、農業者や関係機関等と普及課題ごとの推進事項や目標を共有するとともに、役割分担を明確にすることで、普及組織が主体性を持ち効果的・効率的な普及事業の展開を図るよう努める。

(2) 普及指導活動の評価

普及指導活動の評価にあたっては、活動計画、活動体制、活動内容、活動成果について内部及び外部評価を実施し、評価結果を普及活動に反映する。

3 地域の関係機関との連携

地域農業の発展等に向けた取り組みを進めるため、市町村、農業委員会、農業協同組合等の関係機関との連携を強化し、関係機関各々が担うべき分野を明確にして

適切に役割を担う。

なお、普及指導員及び地域の関係機関を中心に構成される普及事業推進のための協議会等を積極的に活用し普及事業を推進する。

(1) 市町村との連携

普及指導計画と市町村の農業振興計画等との整合等により、課題の共有化と役割分担の明確化に努める。

また、集落営農組織の育成等、農村地域の活性化に関する普及指導活動に当たっては、市町村との密接な連携を強化する。

(2) 農業委員会との連携

遊休農地の有効活用の取組に対する支援等、農地の権利取得等が関係する普及指導活動に当たっては、農業委員会との密接な連携を確保する。

(3) 農業協同組合との連携

普及指導活動の重点化を図る中、一般的な技術及び知識の指導等は農業協同組合が担当する等の役割分担を明確化し、適切な連携を確保することにより、農業協同組合の営農指導員と普及指導員がそれぞれの特性を活かした活動を展開する。

(4) 金融機関との連携

経営改善資金等の借入希望農業者等を対象とする普及指導活動に当たっては、借入申込等が円滑に行われるとともに、融資後の経営改善等が確実に達成されるよう、日本政策金融公庫、地方銀行、農業協同組合等の金融機関との密接な連携の確保に努める。

4 調査研究の実施及びその成果の活用

産地や地域の抱える課題の実態把握や農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識の組み立てによる実証圃の設置等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用するよう努める。

5 試験研究及び研修教育との一体的な取組の充実強化

普及指導活動の対象者や関係機関等に対して、迅速かつ的確に技術、先進地事例等の農業情報を提供するため、新しい技術の開発や展示を行う試験研究機関及び農業の担い手を育成する農業大学校との連携体制を強化する。

また、普及指導活動の課題の内容に応じて、独立行政法人、大学、民間企業等の技術シーズを有する他機関との積極的な連携に努める。

6 民間等との連携の強化

農業経営の高度化に伴って必要とされる税務、会計・経理、労務管理、農畜産

物加工、マーケティング等の分野においては、地域の実情に応じて、普及指導協力委員制度の利用等により、民間専門家等を積極的に活用する。

7 行政施策の活用支援等

普及指導員は、地域農業の総合的な支援を効果的・効率的に行うため、補助事業、制度資金等の行政施策を活用する。

また、新技術の生産現場における適応性等の普及指導活動の成果に加え、普及指導活動を通じて得られた行政施策の効果及び推進上の課題についても積極的に情報発信を行う。

8 研修教育の充実強化

(1) 県立農業大学校における研修教育

県立農業大学校は、本県農業を担うべき者に対して、講義、実習等を組み合わせた実践的な研修教育等を行う中核的な機関として、その研修教育等の充実強化を図るよう努めるとともに、研修教育等が効率的に行われるよう、他の教育機関との連携に努める。

また、雇用される形での就農や中高年齢層の帰農等、多様な担い手に対して、農業の技術及び経営方法に関する専門的かつ体系的な研修教育を行う機関としての役割を果たすよう努める。

このほか、普及指導員、県立農業大学校、就農ガイドセンター等が連携して新規就農者に対する就農の前後にわたる継続的な支援に努める。

ア 農学部においては、今後の農業・農村の担い手となる就農意欲のある青少年に、農業技術の高度化、経営の専門化に対応できる技術能力、経営管理能力及び農村生活を向上させるために必要な知識・能力等を習得させ、幅広い視野と豊かな情操を備え、流動的な社会情勢の変化に対処し得る人材を育成する。

イ 研修部においては、農業と農村を担う優れた農業者の養成や地域農業の振興と地域社会の発展に貢献できる人材の育成を図るため、農業者の経営等の発展段階に応じて研修教育を行う生涯教育機関としての機能を強化するとともに、新たに農業を志向する他産業従事者やUターン者、定年帰農者等就農意欲の高い者に対する再教育施設としての機能も加え、一般県民等にかかれた研修教育機関として体制整備を図る。

(2) 青年農業者等への支援

普及指導員は、次代を担う青年農業者、青年農業者グループ員等の発展段階に応じて、生産技術や経営管理技術の改善等に関するプロジェクト活動等により経営者としての自立化を促進するとともに、グループ活動を通じて社会性の醸成を図るため濃密指導を行う。

また、指導においては先進的な経営に取り組む指導農業士等の協力を得ながら支援の充実強化を図る。

(3) 学校教育との連携

ア 県民の農業・農村への理解を醸成し、農業の担い手を将来的に確保する観点から、小学校等教育関係機関が実施する農業体験学習等の支援を行う。

イ 青年農業者の確保・育成を図るため、農業系高校等の学校教育と連携し、実践的な体験研修や青年農業者グループとの交流促進を通じて就農への誘導を支援する。

9 農業者等に対する情報提供

普及組織における農業者等に対する情報提供については、試験研究機関をはじめとする専門機関との連携や、普及指導員間及び情報通信ネットワークによる情報収集を行い、情報紙や電子メール等の媒体により、技術情報をはじめとする各種情報を迅速かつ効率的に提供するように努める。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 都道府県間の連携の強化

普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等を図る。

2 他産業に関する指導機関との連携の確保

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、農業以外の産業に関する指導機関との連携を強化する。

3 普及指導員の育成・確保

実践的な技術力をもった資質の高い普及指導員を継続的に育成・確保するため、実務経験から資格取得までの期間、試験研究機関及び農業大学校と連携した普及指導員養成体制づくりを図る。

4 農業に関する教育への協力

農業に対する理解の増進及び将来にわたっての農業従事者の確保に資するよう、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、情報提供等の必要な協力を行うよう努める。